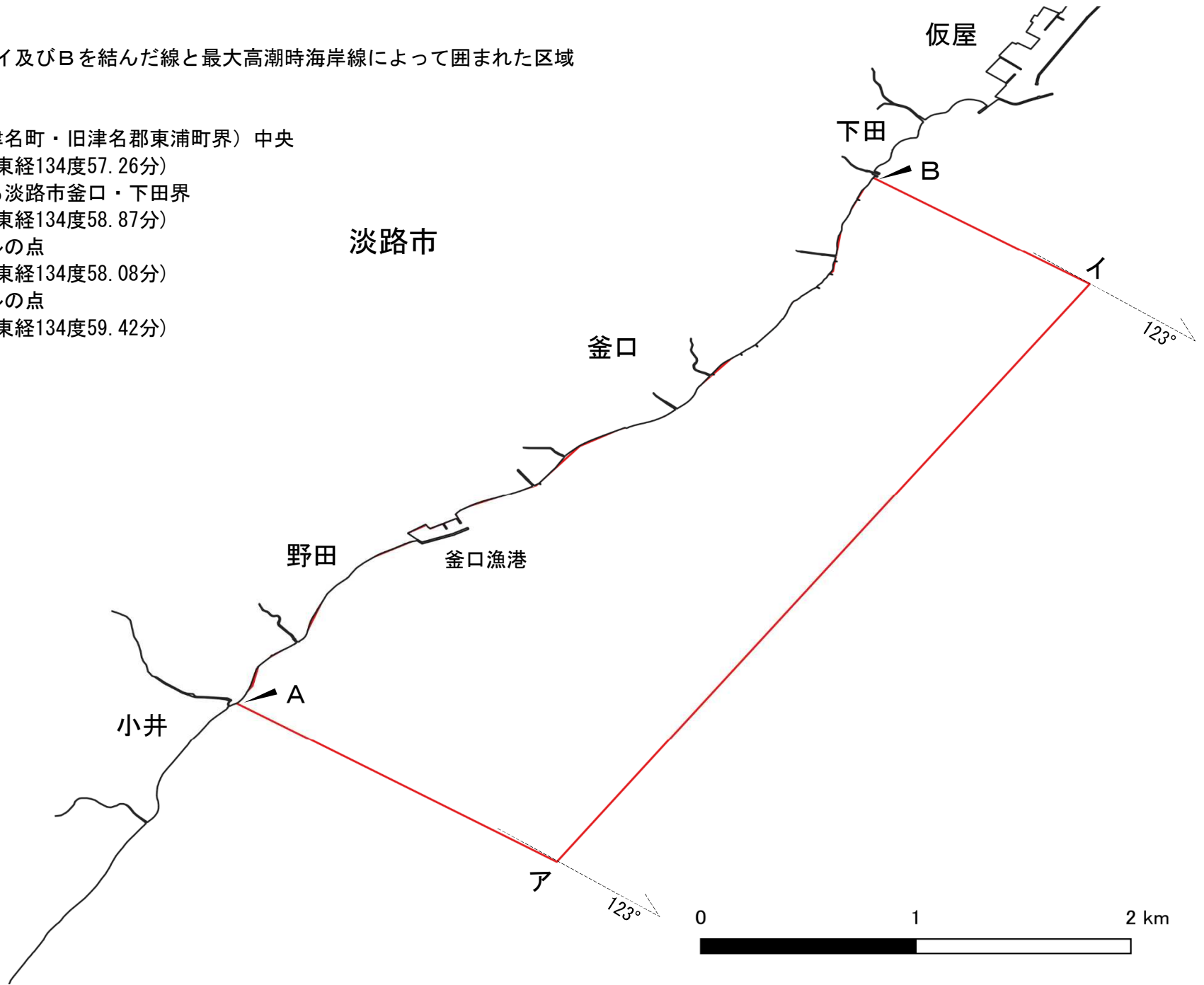


免許番号 共第107号  
漁場の位置 淡路市釜口地先  
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 淡路市境谷橋（旧津名郡津名町・旧津名郡東浦町界）中央  
（北緯34度29.05分、東経134度57.26分）
- B 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界  
（北緯34度30.49分、東経134度58.87分）
- ア Aから123度1,500メートルの点  
（北緯34度28.60分、東経134度58.08分）
- イ Bから123度1,000メートルの点  
（北緯34度30.19分、東経134度59.42分）



令和5年9月1日 免許  
共第107号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで	1	ばい漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。		
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	おごのり漁業		1月1日から12月31日 まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日 まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	みるくい漁業		1月1日から12月31日 まで								
1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第107号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		